

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 の取組状況

≪陸上貨物運送事業労働災害防止協会≫

報告書指摘事項				
報告書全般について			改革への取組状況等	
	全 般		・平成23年12月開催の常任理事会、正副会長会議において報告書の説明と対応について今後検討する旨説明。 ・平成24年1月～3月のブロック支部長会議において報告書の説明と対応について今後検討することを説明。 ・平成24年3月開催の常任理事会、正副会長会議において、理事会・総代会で報告書への対応を検討する旨報告することを提案し承認。 ・平成24年5月開催の理事会・総代会において、報告書の内容について説明し、今後その対応について検討することを説明。	
組織運営のあり方			時 期	改革への取組状況等
理事数	理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数(根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人)に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。	24年11月迄の実績	・協会内に「検討会」を設置し、執行機関として必要な理事数や役割等について検討。	
			24年12月以降の予定	・「検討会」において引き続き検討。検討結果等については今後開催される常任理事会、正副会長会議、ブロック支部長会議等に適宜報告し意見を聴取する予定。
支部	【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべきである。 【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。	24年11月迄の実績	・「検討会」において検討中。 ・平成24年は本部による内部監査を4支部に対し実施。 ・都道府県トラック協会と陸災防支部との関係について検討。	
		24年12月以降の予定	・「検討会」において検討。内部監査実施時を活用して、ガバナンスの徹底を図ることを検討。 ・都道府県トラック協会の新公益法人移行に関連し、都道府県トラック協会と陸災防支部との関係をより明確化する予定。 ・都道府県トラック協会との関係について引き続き検討。	

継続的な事業活動を図るための財務のあり方			時 期	
会 費	労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。	24年11月迄の実績	・会員を対象としたメールマガジンを平成24年2月から配信。毎月1日の定期配信9回の他に、随時の配信6回を行い、法令改正、行政通達、災害速報などの情報を迅速かつ分かりやすく提供。 ・平成23年度より会員事業場の安全衛生管理水準向上の個別支援を行う「特定事業場制度」を開始。	
		24年12月以降の予定	「検討会」において会員に対する支援や情報提供等について今後検討。	
経費節減	業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。	24年11月迄の実績	・本部職員の大幅削減、事務室・書庫の縮小、パンフレット等の電子ファイルでの提供、印刷競争入札の徹底等により経費を削減。	
		24年12月以降の予定	・同上の経費削減を継続するとともに、さらなる経費削減に向けた検討・努力を行う予定。	
業務運営			時 期	改革への取組状況等
目標管理等	団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組まなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。 また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、 <u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u> さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、 <u>それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u> 加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。	24年11月迄の実績	・当協会で策定した陸運労災防止計画（平成20年度～24年度）の目標の各年度達成状況を踏まえ、毎年度の事業計画策定に反映。 ・毎年度の事業計画策定と実績については、外部の有識者等からなる「労働災害防止対策委員会」で年2回意見聴取と評価等を実施。 ・評価結果については当協会のホームページで公開。 ・平成24年度の事業計画については、労働災害の減少、リスクアセスメント等の導入割合、図書等の頒布数、ホームページのアクセス数等の数値目標を設定。 ・研修会参加者に感想文を作成してもらい、協会の機関紙「陸運と安全衛生」に掲載し研修会の内容の周知等を実施。 ・研修会開催時にアンケートを実施。	
		24年12月以降の予定	・今後も研修会参加者の感想を機関紙に掲載するなどにより内容の周知に努めるとともに、アンケート調査等についても適宜実施し、サービス改善等を行い路用者の拡大を図る予定。 ・国の第12次労働災害防止計画策定を踏まえ、平成25年度を初年度とする「陸運労働災害防止計画」を策定し、平成25年度事業計画に反映させる予定。	

労働災害防止規程	各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。	24年11月迄の実績	・平成23年10月に災防規程の改正を行い周知を実施。 ・災防規程の遵守のため、「職場の安全衛生自主点検表」の点検項目について改正内容を盛り込んだものとするよう見直しを実施。
		24年12月以降の予定	・労働災害防止規程の遵守状況の把握を「職場の安全衛生自主点検表」を用い実施予定。 ・法令改正、災害の発生状況等を踏まえ、必要により適宜労働災害防止規程の見直しを検討。
安全衛生調査研究活動	各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。	24年11月迄の実績	・厚生労働省委託事業として、(独)労働安全衛生総合研究所の専門家等の協力を得て「高年齢運転者の交通労災防止」の手引書のとりまとめ。 ・労働災害防止規程の改正を行う際、「労働安全衛生総合研究所」の意見聴取。 ・労働災害防止に資する有益な情報について、メールマガジン、当協会ホームページにより、会員事業場及び一般に発進。
		24年12月以降の予定	・今後、「メンタルヘルス対策に関する調査研究」、「フォークリフト運転者の技能評価に関する調査研究」等について、専門家の協力を得ながら実施していく予定。 ・メールマガジン、ホームページにより引き続き安全衛生情報を発進予定。